

令和2年5月28日 現在

一般社団法人 日本スイミングクラブ協会  
経営委員長 藤木 孝夫

## 新型コロナウイルス対応について 《経営情報》

新型コロナウイルス感染拡大防止に対するの既存の施策と、臨時休校に伴う新たな助成金制度の創設など、政府の緊急対応策をクラブ経営の情報としてお届けします。

### ■家賃支援給付金（経済産業省） 5/28 新着情報（新設：第2次補正予算）

5/27第2次補正予算成立で、営業自粛などで売上げが減った事業者に対し、家賃支援で最大300万円、複数の店を持つ場合は最大600万円の給付が新設されました。売上げが前年同月より50%以上減少した月があるか、3カ月連続で売上げが30%以上減った事業者が対象となります。（所管：中小企業庁総務課 03-3501-1768）

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei2\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei2_yosan_pr.pdf) （7頁参照）

### ■雇用調整助成金の特例（厚生労働省）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。今回の「特例」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

※5/27 第2次補正予算成立で、従業員1人あたりの日額上限が、4～9月は特例で8330円から1万5千円に引き上げられました。 5/28 新着情報（追加：第2次補正予算）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633288.pdf>

### ■小学校休業等対応助成金（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染防止のための小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をすることが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605827.pdf>

### ■テレワーク支援（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援します。厚生労働省では「テレワーク相談センター」を開設し、テレワークの導入を検討する企業に対してコンサルティングを実施しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000608839.pdf>

### ■IT導入補助金2020「特別枠」（経済産業省） 5/1 新着情報（補正予算成立）

IT導入補助金の特別枠（C類型）は、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、学習スクールなどの非対面型ビジネスモデルへの転換、管理部門のテレワーク環境の整備などに取り組む事業者へのITツールとその活用に必要なハードウェア（レンタル品）の導入などを優先的に支援するために創設されたものです。

[https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1\\_application\\_guidelines\\_second\\_tokube\\_tsuwaku.pdf](https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokube_tsuwaku.pdf)

### ■経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付制度：日本政策金融公庫）

社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているみなさまが経営基盤の強化を図るための融資です。取り扱いは、日本政策金融公庫の各支店の窓口まで。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07\\_keieisien\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html)

### ■新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来している企業を対象とした中小資金繰り支援で、無利子・無担保の貸付です。取り扱いは、日本政策金融公庫の各支店の窓口まで。

[https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid\\_19\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

### ■持続化給付金（経済産業省） 5/1 新着情報（補正予算成立）

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。給付額は法人：200 万円、個人事業者：100 万円です。

[https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2\\_application\\_guidance\\_company.pdf](https://www.jizokuka-kyufu.jp/doc/pdf/r2_application_guidance_company.pdf)

### ■新型コロナウイルス感染症関連支援策（経済産業省）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して、経済産業省では「資金繰り」「設備投資・販路開拓」「経営環境の整備」等について、具体的な支援策としてリーフレットを作成しております。ご一読のうえご活用をお願いします。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

### ■地方自治体支援事業

その他、各地方自治体では自治体独自の支援活動を実施しています。自クラブの属する都道府県・市区町村にお問い合わせください。

※ 4/19、政府は総額 1 兆円で創設する地方自治体への「臨時交付金」を、知事の休業要請に応じた事業者への支援金への使用を認めました。これによって東京都以外に休業事業者に対しての自治体独自の「協力金」や、福岡県などの「テナント賃料補助」の給付が他の自治体にも広がります。